

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	特別養護老人ホームしゃんぐりら(ユニット)
所在地	川崎市幸区東小倉6-1
事業者番号	神奈川県 1475102719号
管理者 (サービス提供責任者)	田嶋 裕一郎 TEL 044-520-3860

2 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管 理 者	管理者は、業務の管理を一元的に行ないます。	1名
介護支援専門員	介護支援専門員は、施設サービス計画書の作成を行ない、入居者及びご家族へ説明を行います。	2名以上
生活相談員	生活相談員は、入居者や家族からの施設生活の相談に応じるとともに、入居の申し込みに係る調整を行います。 また、必要に応じて入居者や家族への説明を行います。	2名以上
看護職員	看護職員は、入居者の健康状態を把握するとともに、医療的な立場から機能訓練等の指導を行うほか、入居者の家族に対し、介護方法の相談等に応じます。	2名以上
介護職員	介護職員は、入浴、排泄、食事等の介護を行います。	12名以上
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、介護老人福祉施設における機能訓練プログラムを作成し、利用者に対し必要な指導を行います。	1名以上
管理栄養士	作成した献立表により入居者の身体状況に応じてバラエティに富んだ食事を召し上がっていただけるよう配慮します。	2名

3 業務日及び業務時間

業 務 日	業 務 時 間
年間を通じて業務は運営しております。	24時間体制となっております。

4 緊急時の連絡等

事業所は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡をとる等必要な処置を行います。

※ 受診の送迎につきましては、緊急時の場合は施設で行いますが、一般定期受診、入院また介添等はご家族、身元保証人のご協力をお願いします。

5 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、医師、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。損害賠償についても、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。

6 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は別紙運営規定のとおりです。

7 秘密保持

事業所及びその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

8 相談窓口、苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電 話 番 号	044-520-3860
F A X 番 号	044-520-3861
担 当 者	宇都木 隆祐 施設サービス課長
そ の 他	相談・苦情については、担当者、管理者及び生活相談員が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者及び生活相談員に引き継ぎます。

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

<川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指導係>

所 在 地	川崎市川崎区宮本町1番地
電 話 番 号	044-200-2910
対 応 時 間	8:30~17:00

<神奈川県国民健康保険団体連合会>

所 在 地	横浜市西区楠町27-1「新国保会館」
電 話 番 号	045-329-3447
対 応 時 間	8:30~17:00（土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始は除く）

9 福祉サービス第三者評価実施状況

項 目	内 容
(1)実施の有無	有 ・ 無
(2)実施年月日(直近実施日)	年 月 日
(3)実施した評価機関	
(4)評価結果の開示状況	

10 介護サービス利用にあたってご留意いただきたい事項(禁止行為)

項 目	内 容
(1)職員に対する暴力・暴言・ストーカー行為	・暴力、暴言、誹謗中傷(インターネット、SNS 上での文面を含む) ・威迫、脅迫 ・ストーカー行為 ・人格を否定する発言 ・侮辱する発言
(2)事業所に対する過剰または不合理な要求	・合理的理由のない謝罪の要求 ・職員に関する解雇等の法人内処罰の要求 ・社会通念上相当程度を超えるサービス、および法令違反となるサービス提供の要求
(3)職員に対する合理的範囲を超える時間的・場所的拘束	・合理的な理由のない長時間の拘束 ・合理的な理由のない事業所以外の場所への呼び出し
(4)上記以外の職員に対するハラスメント行為	・プライバシー侵害行為 ・セクシュアルハラスメント ・その他各種のハラスメント

※上記については「特別養護老人ホームしゃんぐりらカスタマーハラスメントに対する行動指針」に則る。

11 運営法人の概要

名 称	社会福祉法人 ハートフル記念会
代 表 者 氏 名	理事長 千葉 新也
法 人 本 部 所 在 地	横浜市中区不老町3-12
実 施 事 業 の 概 要	高齢者福祉施設
法 人 が 行 う 事 業	1. 高齢者福祉施設 あさおの丘介護老人福祉施設事業 ケアヴィレッジみやまえ特定施設入居者生活介護事業 さいわいの樹認知症対応型共同生活介護事業 つるみの樹認知症対応型共同生活介護事業 あさお訪問介護ステーション訪問介護事業 栗木台居宅介護支援事業 しおん地域密着型介護福祉施設サービス事業 しおん短期入所生活介護サービス事業 しおん居宅介護支援事業 しおん地域包括支援事業 しゃんぐりら介護老人福祉施設事業 しゃんぐりら短期入所生活介護サービス事業 しゃんぐりら通所介護サービス事業 しゃんぐりら地域包括支援事業 2. 保育所 ルピナス保育園 川崎あいいく保育園 地域子育て支援センターあいいく ふれあい子育てサポートセンターあいいく 白楽あいいく保育園 ゆめいく日進町保育園 地域子育て支援センターあすなろ あすいく保育園 3. 乳児院 しゃんぐりらベビーホーム しゃんぐりらこども家庭支援センター 4. 医療事業 ふれあいの丘クリニック ブライトデンタルクリニック横浜北 ブライトデンタルクリニック多摩

12 利用料

別紙に定めるとおり

令和7年4月1日～

サービス別単価:2級地 1単位:10.72円

2. 加算

※介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

別途、総単位数に13.6%分を掛けて発生した単位数を計算し、その金額の1割又は2割を負担していただきます。

※入院又は外泊時には、翌日より6日間(月をまたがる場合は最大12日間)については、外泊時加算及び居住費の費用が発生します。

※利用者負担額について

「介護保険負担限度額認定証」の交付により、食費や居住費が軽減されます。

(第1段階とは)

1. 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者
2. 生活保護の方

(第2段階とは)

1. 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入等が80万円以下の方

(第3段階とは)

1. 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入等が80万円以上120万円以下の方
2. 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入等が120万円以上の方

5. その他の費用

※理美容代、日用品等は施設にて立替払とし、毎月の利用料と併せて実費請求をさせていただきます。

※事前に利用説明し確認したうえでご負担いただくことがあります。

1	+	2	+	3	+	4	+	5	合計

特別養護老人ホーム しゃんぐりら(ユニット) 施設利用料金表

令和7年4月1日～

1. 利用料金

サービス別単価:2級地 1単位:10,72円

区 分	単位数	利用者負担額(月額) 入所30日まで	利用者負担額(月額) 入所30日以降	利用者負担額(月額) 入所30日の場合
		3割	3割	3割
要介護1	670	2,252円	2,155円	約64,650円
要介護2	740	2,477円	2,380円	約71,400円
要介護3	815	2,718円	2,621円	約78,630円
要介護4	886	2,946円	2,850円	約85,500円
要介護5	955	3,168円	3,072円	約92,160円

2. 加算

加算項目	単位数	利用者負担額(月額)	利用者負担額(月額)
		3割	3割
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	58円	約1,740円
看護体制加算Ⅰ	6	20円	約600円
栄養マネジメント強化加算	11	36円	約1,080円
療養食加算	6	1食 20円	約1,740円
経口維持加算Ⅰ	400	—	約1,287円
経口維持加算Ⅱ	100	—	約322円
経口移行加算	28	90円	約2,700円
精神科医師定期的療養指導加算	5	16円	約480円
科学的介護推進加算Ⅰ	40	—	約129円
安全対策体制加算	20	入所時に1回	約65円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	—	約33円
外泊時加算	320	1,029円	月額(最大12日間)
看取り介護加算	72	約232円	死亡日45日前～31日前
	144	約463円	死亡日30日前～4日前
	680	約2,187円	死亡日前日・前々日
	1,280	約4,117円	死亡日

※介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

別途、総単位数に13.6%分を掛けて発生した単位数を計算し、その金額の3割を負担していただきます。

※入院又は外泊時には、翌日より6日間(月をまたがる場合は最大12日間)については、外泊時加算及び居住費の費用が発生します。

3. 食費に係る自己負担

段 階	日 額	月額(30日の場合)
1段階	300円	9,000円
2段階	390円	11,700円
3段階(1)	650円	19,500円
3段階(2)	1,360円	40,800円
4段階	1,700円	51,000円

※利用者負担額について

「介護保険負担限度額認定証」の交付により、食費や居住費が軽減されます。

(第1段階とは)

1. 世帯全員が市町村民税非課税で、高齢福祉年金受給者
2. 生活保護の方

(第2段階とは)

1. 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入等が80万円以下の方

(第3段階とは)

1. 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入等が80万円以上120万円以下の方
2. 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入等が120万円以上の方

4. 居住費に係る自己負担

段 階	ユニット個室 日額	月額(30日の場合)
1段階	880円	26,400円
2段階	880円	26,400円
3段階	1,370円	41,100円
4段階	2,560円	76,800円

5. その他の費用

行事食	お正月(祝い膳)	700円
	敬老の日	700円
	お楽しみ会	500円(月1回)
	季節の行事食	500円(月1回)
	小行事食	300円(月2回程度)
※ 理美容代	カット・顔そり: 1回	2,000円～2,530円
※ 日用品費など	医療費、外出時の買い物・飲食、その他日用品	
※ 預り金管理費	入所時に20,000円(退所時返金)	

※理美容代、日用品等は施設にて立替払とし、毎月の利用料と併せて実費請求をさせていただきます。

※事前に利用説明し確認したうえでご負担いただくことがあります。

1ヶ月の利用料金

1	+	2	+	3	+	4	+	5	合 計